

## いじめ防止基本方針

### 1はじめに

文部科学省は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「いじめ防止対策推進法」を策定しました。本校においても、その方針に基づき、本校の「基本方針」を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校づくりを進めていきます。

なお、いじめ防止の取り組みに際しては、①いじめは一部の特別な生徒の問題ではないこと②いじめの発生自体に目立った波やピークはないこと等に留意し、いじめの防止に取り組みます。

#### 【参考】(いじめの定義)

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 25.10.11）

### 2基本的な方針

「いじめは人間として絶対に許されない」ことを念頭に置き、「深刻ないじめは、いずれの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」の認識のもと、年間指導計画に基づき、いじめの未然防止、早期発見に努めます。また、いじめ及びその兆候には迅速かつ適切な対処に努めます。

#### (1) いじめの防止（未然防止・早期発見）

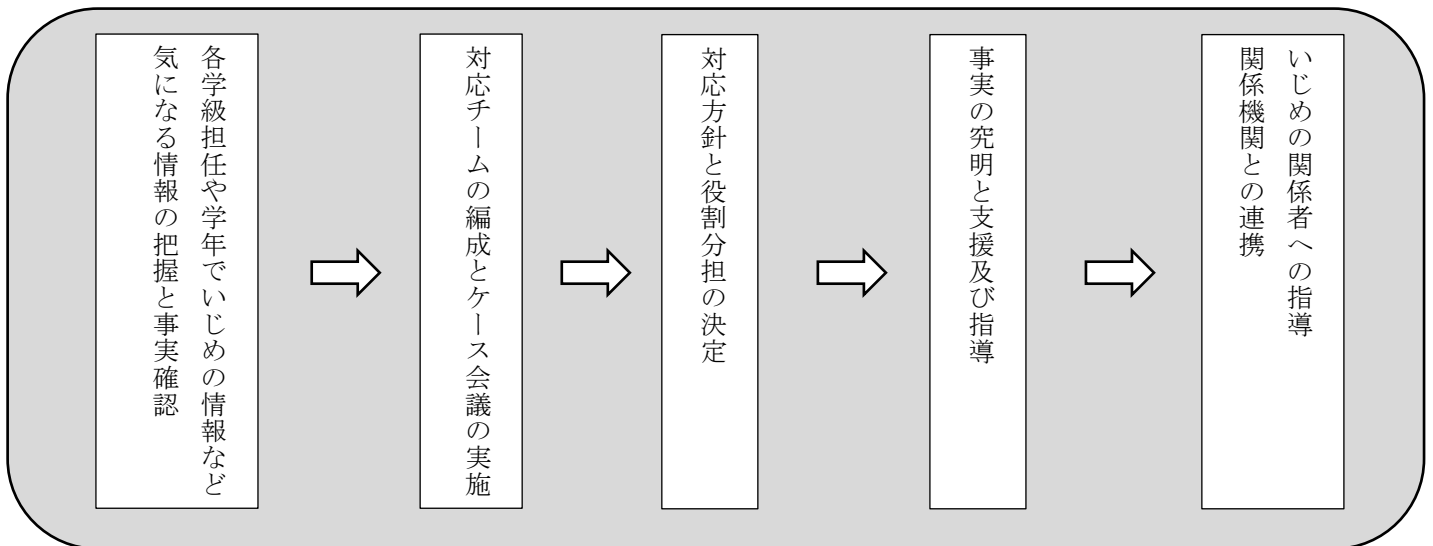
未然防止の基本は、いじめが起きにくい学校風土・学年風土・学級風土を作ることです。すなわち、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことにあります。

そのために、次のことを重点として教育活動を実施していきます。①授業や行事の中で、すべての生徒が活躍できる場面をつくり出すことで、生徒が自己存在感、充実感を得られるように努力します。②他者から認められ、他者の役に立っているということを感じ取れる体験活動を推進し、生徒の「自己有用感」を高めます。

このような取り組みの中で、生徒の“居場所づくり”が進み、潤いに満ちた学校の風土が醸成されます。そしてこのことが、いじめの背景にあるストレス要因を減らすとともに、些細な行為が深刻ないじめへと簡単に広がらない学校づくりになると確信します。

## (2) いじめに対する措置

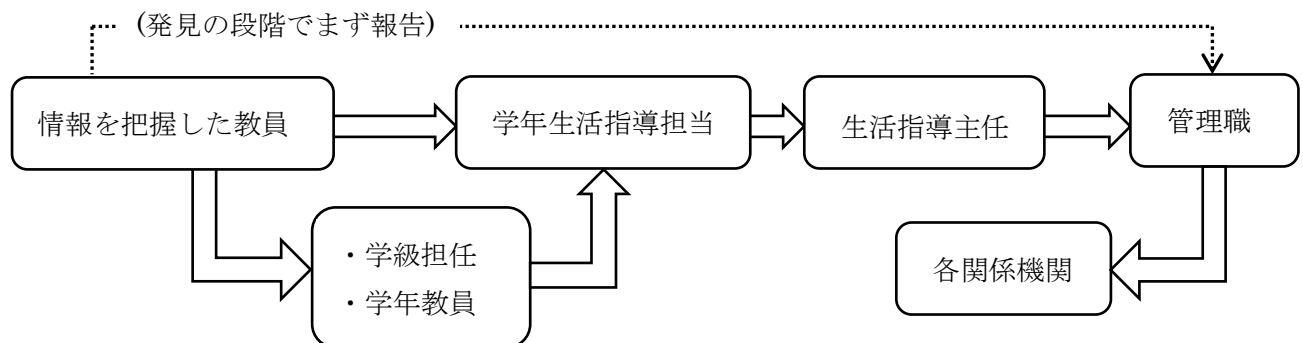
### ①発見から指導、組織的対応の展開



### ②いじめの情報（気になる情報）の把握

#### 情報の把握の例

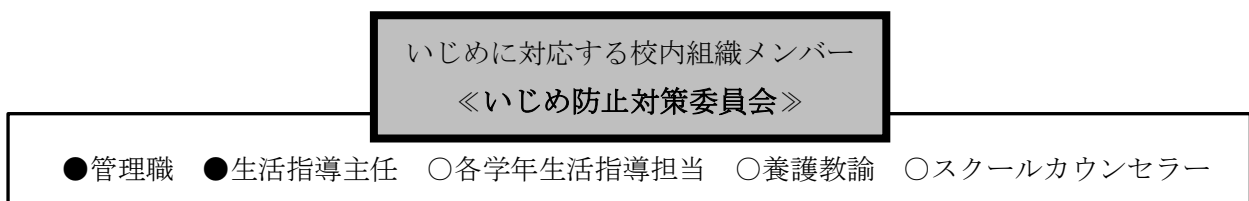
- ・ 担任、学年教員によるいじめと疑われる言動の目撃
- ・ 生徒や保護者からの訴え
- ・ 教科担任からの情報提供
- ・ アンケートなどからの回答
- ・ 生活指導部会や教育相談部会からの情報提供
- ・ ノートなどから気になる言葉の発見
- ・ 地域からの通報



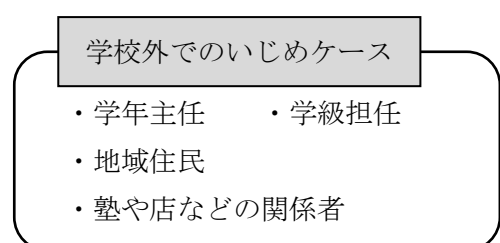
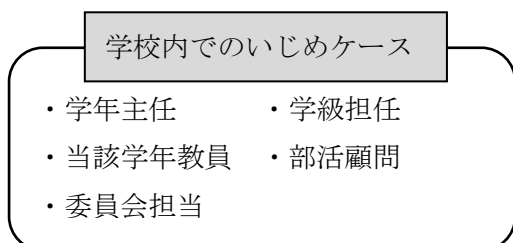
#### 事実確認

- 事実の有無や内容の真偽についての当該生徒、関係生徒への確認→今後の対応策検討
- 組織対応として朝の打ち合わせ等を利用して全教職員への報告

### ③対応チームの編成とケース会議の実施（事案に応じて柔軟に適するチームを編成する）



《場合に応じて、いじめ防止対策委員会に加わるメンバー例》



#### ④関係機関への対応

- ①民生児童委員      ②教育相談所      ③SC      ④医療機関      ⑤江戸川少年センター  
⑥小松川警察署少年係      ⑦子ども家庭支援センター など

#### ⑤予防的ないじめ対応の活用例

- ア. 区教委から依頼されるいじめ調査アンケート  
イ. 毎学期末に、学校独自のいじめ調査アンケートの実施（生活指導部）  
ウ. いじめに関する題材を道徳教育の中で実施し、ワークシートより読み取れるものでの調査  
（道徳推進）  
エ. 生徒会、委員会活動を中心としたいじめ対策キャンペーンの実施  
オ. その他適時学級活動、特別活動内でおこなう啓発活動  
カ. 教員による日常生活での情報収集（具体的には、休み時間や放課後の生徒との信頼関係づくり等）

#### ⑥事実の究明と支援及び指導

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聞き、事実に基づいた指導を行う。聴取には、いじめを受けた者、周囲にいた者（冷静に状況をとらえている者）、いじめを行った者の順で行う。

#### ※留意事項

- ①被害者やその周囲の生徒からの聞き取りは、その生徒が話しやすい人、話しやすい場所などに配慮。  
②関係者が複数いる場合には、個々での聞き取り。  
③関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認をしながら聞き取りを行う。

### (3) 重大事態への対応及び対処

#### ①重大事態とは

重大事態とは、以下の場合を指す。ア. 生徒が自殺を企図した場合    イ. 生徒が精神性の疾患が発生した場合    ウ. 生徒の身体に重大な障害をおった場合    エ. 生徒が金銭を奪い取られた場合、等である。

#### ②重大事態の報告



#### ③重大事態の調査

- ア. 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。  
イ. 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対し調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。  
ウ. いじめを受けた生徒及び保護者に対して、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

※重大事態が発覚した時点で、緊急でいじめ対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、いじめ防止対策委員会を中心に必要なメンバーを加え、一般生徒等のメンタルヘルスクエア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。

#### (4) いじめの関係者への指導

##### ①いじめを受けている生徒への対応

姿勢	<ul style="list-style-type: none"><li>・いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方となり、絶対に守り通すことを約束する。</li><li>・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。</li></ul>
事実確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・担任を中心に、生徒が話しやすい教員等が対応する。</li><li>・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。</li></ul>
今後	<ul style="list-style-type: none"><li>・自己肯定感を回復できるように、授業、学級活動等での活動の場や、友人との関係づくりを支援する。</li><li>・定期的に声をかけ、不安や悩みの解消に努める。</li></ul>

##### ②いじめを行った生徒への対応

姿勢	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。</li><li>・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。</li></ul>
事実確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。</li><li>・話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。</li></ul>
指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。</li><li>・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどをしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。</li></ul>

##### ③傍観したり周囲にいたりした生徒への対応

姿勢	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。</li><li>・いじめは絶対に許さないという、教員が全力で取り組んでいる姿勢を示す。</li></ul>
事実確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る、思いやりのある立派な行為であることを伝える。</li><li>・いじめを告げたことによっていじめを受ける恐れがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを教員が言葉と態度で示す。</li></ul>
指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。</li><li>・今後、そのような事態に遭遇したらどのように行動したらよいかを考えさせる。</li></ul>

##### ④保護者との連携

ア. 被害者の保護者、家庭、本人に関わりのある関係者

- 速やかに家庭連絡等を行い、具体的事実を伝える。
- 生徒を徹底して守り、支援していくことを示す。
- 今後の援助の方法を一緒に考える。

イ. 加害者の保護者、家庭、本人に関わりのある関係者

- 速やかに家庭連絡等を行い、具体的事実を伝える。
- 被害者生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識させる。
- 誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを伝え、学校は事実に基づいて指導し、生徒を成長させたいという思いを伝える。

### 3 いじめ対策に基づく年間指導計画

	いじめ対策年間指導計画（例）	ポイント
4月	○小学校との連携、学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ ○いじめ対策に関わる共通理解・いじめ対策会議編成 ○学級開き・人間関係づくり・学級ルールづくり	・生徒の人間関係を確実に引き継ぐ ・クラス状況の情報交換
5月	○教育相談の実施 ○「いじめ」に関する題材で道徳教育の実施 ○運動会を通じた人間関係づくり ○いじめ調査校内アンケートの実施 ----- 予備調査	・各学年状況に合わせた道徳教材を選定し、日時、指導項目、ねらいを統一して実施 ・全体行事を活用して、全教職員で観察を行う ・全学級統一でアンケートを実施
6月	○話し合い活動「学級の諸問題」 ○生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン	・6月は生徒の人間関係に変化が表れやすい時期であるため、各クラスでの状況観察を重点的に行う
7月	○1学期間のいじめ状況報告	・いじめ対策委員会による振り返り
8月	○教育相談に関わる研修・講座への参加 ○2学期への取り組み確認	・1学期間に得たいじめに関する情報の引き継ぎ
9月	○夏休み明けの生徒の確認	・生徒の状況変化等を確認
10月	○学芸発表会を通じた人間関係づくり ○「いじめ」に関する題材で道徳教育の実施	・各学年状況に合わせた道徳教材を選定し、日時、指導項目、ねらいを統一して実施 ・全体行事を活用して、全教職員で観察を行う
11月	○話し合い活動「学級の諸問題」 ○区教委から依頼されるアンケート実施 ----- 本調査	・11月は学校生活の慣れが生じ、生徒の人間関係に変化が出る時期であるため、各クラスでの状況観察を重点的に行う ・全学級統一でアンケート実施
12月	○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施（いじめ防止対策についての追加）	・いじめ防止対策委員会による振り返り
1月	○冬休み明けの生徒の確認	・生徒の状況変化等を確認
2月	○話し合い活動「学級の諸問題」 ○いじめ調査校内アンケートの実施 ----- 追跡調査	・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期 ・全学級統一で簡易的アンケート実施
3月	○記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ○小中の情報連携のための連絡会	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備 ・1年間の反省と次年度に向けて